大阪府告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課及び大阪府枚方土木事務所において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年４月１日

大阪府知事職務代理者
大阪府副知事　竹内　廣行

１　道路の種類
府道

２　路線名
長尾八幡線

３　道路の区域

区分	区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
変更前	枚方市長尾元町一丁目2145番４先から長尾家具町四丁目48番まで	m 7.0〜22.5	m 1,397.4	府道交野久御山線との重用延長497.9メートルを含む。
	枚方市長尾元町一丁目2145番４先から長尾元町六丁目3620番３先を経て長尾家具町四丁目48番まで	3.2〜26.7	1,193.5	
変更後	枚方市長尾元町一丁目2145番４先から長尾家具町四丁目48番まで	7.0〜22.5	1,397.4	府道交野久御山線との重用延長497.9メートルを含む。
	枚方市長尾元町六丁目3620番３先から長尾家具町四丁目48番まで	16.0〜26.7	138.7	